

令和3年4月26日

お客様 各位

らいふ経営グループ 代表税理士 西川豪康

税理士法人西川会計 株式会社ライフ経営

社会保険労務士法人らいふ社労士事務所

行政書士法人らいふ行政書士事務所

株式会社らいふ保険サポート

有限会社アイ・ネットサービス

緊急事態宣言の下での当グループ対応方針について

らいふ経営グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発表を受け、令和3年4月26日から5月31日までの期間（緊急事態宣言が早期に解除された場合には期間を短縮します）一部テレワーク（在宅勤務）を実施します。

テレワーク実施期間中のお問い合わせ・各種サービスの提供について下記にご案内いたします。

記

テレワーク実施期間中の営業時間の短縮

緊急事態宣言期間は、営業時間を9時00分～17時00分に短縮しております

テレワーク実施期間中のお問い合わせについて

1. これまでどおり当グループ電話番号、担当へのメール、お客様チャットワーク宛にご連絡ください。
2. 電話でのお問い合わせについては、電話受付時間を9時30分～17時00分とさせていただきます。17時以降はオペレーターに、18時以降は留守番電話に切り替わっておりますが、ご用件をお伝えいただければ担当へ転送し、翌日には必ず折り返しご連絡をさせていただきます。
3. F a xについてもこれまでどおりお送りください。担当へ転送し対応いたします。

テレワーク実施によるお願い事項

1. お客様への訪問業務は原則自粛させていただいておりますが、WEB会議を併用させていただき、訪問させていただく場合においても短時間で済むようにさせていただきます。
2. ただし、お客様のご要望やサポート内容に応じて柔軟に対応し、緊急時は個別に検討致します。コロナ特別融資・雇用調整助成金等の対応は引き続き継続して行ってまいります。また、当グループのホームページに新型コロナ感染症対策情報も掲載しております。ご不明な点がございましたら迷わずご連絡ください。らいふ経営グループをあげてサポートしてまいります。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上